

令和2年4月8日

関係各位 御中

京都府商工労働観光部長
(担当 中小企業総合支援課 TEL 414-4826)
京都市産業観光局長
(担当 産業企画室 TEL 222-3333)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことに伴う京都府内の事業所における対応について（依頼）

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が、大阪府、兵庫県を含む7都府県を対象に発令されたことを受け、京都府・京都市では対象区域から出勤する職員等の時差出勤やテレワーク等の取組強化を行うこととしております。貴団体会員企業・事業所の皆様にも、以下について改めて御周知いただきますようお願いいたします。

なお、緊急事態宣言に伴い対象区域の知事が行える主な措置は次のとおりです。

- ・ 対象区域の居住者に対して「できるだけ外出しないよう」要請できる。
- ・ 対象区域の特定施設(注)に対して「使用の制限や停止」を要請できる。
(注：学校・保育所・介護施設、床面積1,000㎡を超える劇場・映画館・百貨店・遊技場等)
- ・ 公共交通機関、電気やガス等のインフラは継続されます。

(1) 感染拡大防止に向けた対応

従業員の皆様に対して、以下の点について改めて注意喚起いただきますよう、よろしく願いいたします。

- 出勤前の体温測定とその結果の上司等への報告、家庭における感染防止対策の徹底など、体調管理の徹底
- 時差出勤等を活用した混雑回避やテレワークの推奨など、通勤等による感染拡大防止措置の徹底

特に、緊急事態宣言発令対象区域の7都府県から通勤等を行う従業員への対応に留意し、徹底していただきますようお願いいたします。

- 3密の回避、マスクの着用、ドアノブ、手すり等の定期的な消毒、手洗いや咳エチケットなど、職場における感染防止対策の徹底、併せて、臨時休校に伴う保護者の休暇取得への配慮もお願いします。

なお、京都府・京都市職員に対しても同様の措置を指示します。

(2) 従業員にコロナウイルス感染者や濃厚接触者が発生した場合

対応マニュアルを府のホームページに掲載していますので、各事業所における事業継続計画策定の参考にしてください。

- ◆ 新型コロナウイルス従業員感染等の対応・業務継続マニュアル（雛形）

<http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/ncvbcpm.html>

(3) コロナウイルスの影響により経営の課題が生じた場合

(公財) 京都産業 21 において、電話や来所により中小企業診断士による無料の経営相談に応じていますので御利用ください。

- ◆ 京都府新型コロナウイルス対策 倒産・廃業防止緊急無料相談窓口

https://www.ki21.jp/information/kinkyu_sodan/

<参考>

1 コロナ対応として行う取組やテレワークの導入に対する補助金

① 中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金

補助対象：コロナウイルスへの対応として行う設備導入や事業継続等につながる取組

	補助上限額	補助率
小規模事業者	20万円	2/3
中小企業	30万円	1/2

申請・相談窓口：中小企業応援隊（地域の商工会・商工会議所、(公財)京都産業 21 等）

受付期間：令和 2 年 3 月 27 日（金）～4 月 30 日（木）

② 多様な働き方推進事業費補助金

補助対象：テレワーク制度の導入など、従業員の仕事と家庭の両立に向けて多様な働き方を推進する取組

補助上限：a 個別企業 50 万円、b 企業グループ 100 万円

補助率：a 個別企業 1/2（小規模企業者 2/3）、b 企業グループ 2/3

申請・相談窓口：京都府中小企業団体中央会（電話 075-708-3701）

受付期間：令和 2 年 4 月 10 日（金）～12 月 28 日（月）（予定）

2 京都府新型コロナウイルス対策 倒産・廃業防止緊急無料相談窓口

① 設置期間及び相談時間

令和 2 年 4 月 2 日（木）～4 月 30 日（木）

9 時～正午 13 時～17 時（土日、祝日含む）

② 設置場所

京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター1 階

(公財) 京都産業 21 お客様相談室

③ 相談の方法

電話 0120-555-182（京都府内限定フリーダイヤル）

来所（要予約） 075-315-8660（京都産業 21 お客様相談室）

メール okyaku@ki21.jp FAX 075-315-9091